

第4次にいざ男女共同参画プラン

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)

概要版

計画の趣旨

男女共同参画社会とは、女性も男性も性別、年齢、就業や結婚の有無、性的指向などにとらわれず、互いにその人権を尊重し合い、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会です。新座市では、男女共同参画社会の実現に向けて、これまでに各種の施策を積極的に推進してきましたが、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は依然として根強く残っています。

「第4次にいざ男女共同参画プラン」は、新座市における男女共同参画施策を総合的に推進するための第6次に当たる基本計画です。このプランは、これまでの施策の成果や社会情勢の変化、働く場面において女性の力がいまだ潜在化していることなどを踏まえ、「女性の職業生活における活躍についての推進計画」を包括した計画として策定しました。



計画の位置付け

- 1 新座市男女共同参画推進条例第9条の規定に基づく基本計画であり、かつ、「第5次新座市総合計画」や諸関連計画との整合性を図った計画です。
- 2 男女共同参画社会基本法※第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- 3 「基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定される「市町村推進計画」です。

計画の内容

この計画は、3つの基本目標と10の方針、24の施策、65の事業から成り立っています。

基本目標 1	あらゆる分野で男女共同参画を進める意識づくり
方針	1 男女共同参画・人権尊重意識の啓発 2 政策方針決定の場への女性の参画推進 3 男女共同参画推進に対する市民の関心の向上

基本目標 2	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり
方針	4 女性への暴力の防止 5 生涯を通じた健康支援 6 男女共同参画の視点による防災対策 7 生活上の様々な困難への支援

基本目標 3	男女ともに働きやすい環境づくり
方針	8 女性の就労・活躍支援 9 多様な働き方の推進 10 職場における男女の均等待遇の整備

★女性の職業生活における活躍についての推進計画

計画の基本理念

新座市男女共同参画推進条例においては、女性も男性も平等にいきいきと暮らすことができる豊かで活力あるまちを目指して、以下の6つの基本理念を掲げています。

- (1) 社会のあらゆる分野において、男女が個人としての尊厳が重んじられ、差別的取扱いを受けず、個人として能力が発揮できる機会を確保すること。
- (2) 性別による役割分担等に基づく社会の制度や慣行が、社会における男女の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること。
- (3) 施策や方針の立案・決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下、家庭生活における活動と社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、施策を推進していくこと。

計画の推進に当たっての市民、事業者、市の役割

計画の推進に当たっては、市民、事業者、市のそれぞれが役割と責任を持って、協働して取り組むことが重要です。市民、事業者、市のそれぞれが次の役割を果たすこととします。

市民	<ul style="list-style-type: none">○ 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において相互に協力し、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めます。○ 女性も男性も、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれず、家庭生活や職場、地域活動などにおいて、それぞれの能力を発揮して共に責任を担い、また、権利を分かち合います。○ 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していきます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 職場において男女の均等な機会を確保するなど、事業活動における男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するように努めます。○ 女性も男性も、職業生活と家庭や地域の活動を両立できるよう、職場環境の整備に努めます。○ 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していきます。
市	<ul style="list-style-type: none">○ 市民や事業者に対する、男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るため、啓発活動等を実施していきます。○ 市民一人ひとりが能力を発揮することができ、性別にとらわれない多様な生き方が選択できるような環境の整備を進めます。○ 国や県と十分な連携を図り、市民や事業者と協働して、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施します。

令和5年3月発行
発行・編集 新座市総務部人権推進室
〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号
Tel 048-477-1513 (直通) / URL <http://www.city.niiza.lg.jp/>

